



# 横浜市立もえぎ野中学校いじめ防止基本方針

2014年3月1日 策定  
2018年2月9日 一部改定  
2019年4月2日 一部改定  
2020年4月2日 一部改定  
2023年3月3日 一部改定

## 1 いじめ防止にむけた学校の考え方

### ◇いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

### ◇いじめの防止等の対策に関する基本理念

全ての子どもは、かけがえない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

### ◇いじめを防止するための基本的な方向性

■いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。

■全ての生徒が自己有用感を高め、充実感を得ることができる教育活動を推進します。

いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、無関係な生徒はいないことを認識して、全校生徒がいじめのない楽しい学校生活を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定しました。いじめの早期発見のためにあらゆる手段を講じ、いじめの早期解決のために、関わる全ての人々が協力し、当該生徒の安全を保障するとともに、家庭や地域との連携の中で、法に則って解決にあたります。普段の学習では分かる授業をめざし、学活および道徳、特別活動ではお互いの人格を尊重し合える態度を育成し、三者（学校・家庭・地域）連携事業では学校と家庭や地域が協力して、人に対して優しくできる態度の育成に努めます。

## 2 組織の設置および年間計画

### ◇組織の構成

■いじめ防止対策委員会を常設します。

■いじめ防止対策委員会の構成は、校長、副校長、教務主任、学年主任、個別支援学級主任、生徒指導専任、養護教諭があたり、必要に応じて主幹教諭、指導部部長、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、SSWや専門家・外部機関の参加を求めます。

### ◇組織の役割

■いじめの事案に対して、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組みます。いじめの疑いがあるときは担任や学年職員だけで対応することなく、いじめ防止対策委員会が中心となって対応します。

■いじめが表面に出ていない時であっても、常に生徒に関する情報を収集し、情報の共有をはかります。

■重大事態が起こった場合は、いじめ防止対策委員会が中心となり、対応します。

■いじめ防止に向けた取り組みの年間計画を作成します。

## ◇年間計画

取組内容		
月	生徒・学校	保護者・地域
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間計画と重点指導内容等の確認</li> <li>生徒理解研修</li> <li>教育相談アンケートの実施と教育相談①</li> <li>新入生アセスメント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学式等で「学校いじめ防止基本方針」の説明</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ早期発見のための生活アンケートの実施（記名式アンケート・教育相談）</li> </ul>	
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中ブロック児童支援・生徒指導専任教諭情報交換①</li> </ul>	
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>YP アセスメント実施①</li> <li>小中ブロック子ども会議（8月区交流会に向けて）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人面談①</li> <li>地区懇談会</li> <li>学校運営協議会①</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中合同職員研修会</li> <li>生徒指導専任教諭夏季研修会（危機管理演習）をもとに、いじめ防止校内研修の実施</li> <li>横浜こども会議 区交流会</li> <li>支援検討会①</li> <li>教育相談アンケートの実施と教育相談②</li> </ul>	
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PTA による登校見守り活動</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中ブロック児童支援・生徒指導専任教諭情報交換②</li> </ul>	
11		<ul style="list-style-type: none"> <li>小中地域交流会</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ解決一斉キャンペーン（無記名式アンケート）</li> <li>YP アセスメント実施②</li> <li>人権週間の取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人面談②</li> <li>学校運営協議会②</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援検討会②</li> <li>教育相談アンケートの実施と教育相談③</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度の振り返り</li> <li>全職員による学校いじめ防止基本方針の見直し</li> <li>小中ブロック児童支援・生徒指導専任教諭情報交換③</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新入生保護者説明会で「学校いじめ防止基本方針」の説明</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>新年度への引き継ぎ</li> </ul>	
通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止対策委員会(月 1 回以上)</li> <li>職員会議(生徒情報交換)</li> <li>横浜プログラムの実施</li> <li>学校カウンセラーによる相談</li> <li>毎月末の生活点検（記名式アンケート）の実施</li> </ul>	

## 3 いじめの未然防止および早期発見、早期解決に関すること

### ◇未然防止に関すること

#### ■日々の授業の重要性

- ・わかる授業づくりを進め、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫します。
- ・生徒一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。
- ・学習に対する達成感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努めます。
- ・すべての生徒が授業場面で活躍できるための授業改善を行います。

#### ■道徳および人権教育の重要性

- ・学校生活のあらゆる場面において、人権教育や道徳教育の充実を図り、いじめの起こりにくい学校風土をつくります。
- ・いじめは相手の基本的な人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではないことを生徒に理解させ、生徒が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、「いじめをしない。」「いじめを許さない。」という人間性豊かな心を育てます。

#### ■豊かな人間関係構築の重要性

- ・友人関係や集団づくりを通じた社会性の育成のために学級活動や行事の機会を提供します。生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための教育活動に取り組みます。
- ・小中地域交流会や福祉体験、ボランティア体験、職業講話等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、異年齢の生徒や小学生、大人との関わり合いを通して、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていき、他人から認められているといった自己有用感の獲得に努めます。

#### ■家庭・地域との連携の重要性

- ・授業参観や保護者懇談会の開催、学校 HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応に関する啓発を行います。
- ・PTA の各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けます。
- ・情報モラル教育を推進するとともに、子どもがインターネット接続可能な端末を所持利用の際には、保護者によるペアレンタルコントロールの実施及び強化を依頼します。
- ・保護者や地域とは普段から情報交換を行うことによって信頼関係の構築に努めます。

#### ◇早期発見に関すること

##### ■生徒との信頼関係の構築

- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配り、教職員不在の状態をなくすことを目指します。
- ・教職員が生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図ります。
- ・教職員は、生徒が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努めます。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な助言をおこない、人間関係の修復にあたります。
- ・気づいた情報を全職員で共有し、速やかに対応します。

##### ■相談の実施

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えます。場合によっては養護教諭やスクールカウンセラー、SSW との連携を図ります。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくり、教職員と生徒の信頼関係を形成します。
- ・気になる内容については、家庭と連携して、迅速に対応します。
- ・いじめの相談の窓口があることを周知し、相談しやすい環境づくりに努めます。

##### ■調査の実施

- ・学校生活に関わるアンケートや調査を定期的に行い、担任との教育相談を実施します。
- ・アンケートの内容によっては、すぐに相談を実施します。

#### ◇早期解決に関すること

いじめ問題が生じたときには、事実確認にもとづきすばやく適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解決を目指します。そして、すばやく教育委員会に事実関係を報告します。

##### ■被害生徒への対応

- ・アンケートや相談から、いじめと確認された場合は、学校長の指示でいじめ防止対策委員会を招集し早急な対策を講じ、重大事態とならないよう対処します。
- ・人権に配慮しながら事実関係を的確に把握します。
- ・指導経過を正確に記録します。
- ・保護者に対して、事実を正確に説明するとともに、防止策等について協働していきます。
- ・いじめられた生徒を守るために全教職員に事実報告をして、解決に向けた支援を行います。
- ・養護教諭やスクールカウンセラー、SSW 及び医師と連携し、メンタル・ケア等の対応を行います。
- ・緊急避難として欠席した場合には、学習補償をします。
- ・家庭訪問を実施し、安心感をもたせる等配慮します。

##### ■加害生徒への対応

- ・事実確認を行い、いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で指導に臨みます。相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境の構築に努めます。
- ・いじめに至った原因や背景を確認し、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導をおこないます。
- ・指導経過を家庭に報告するとともに、繰り返すことのない指導体制づくりにむけて協働していきます。
- ・法を犯す行為に対しては、早期に関係機関等に相談して協力を求めます。

## ■事後対応

- ・いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図ります。
- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。臨時の学級会や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度の育成に努めます。
- ・学校公開の実施、懇談会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、いじめのない学校づくりにまい進します。

## ■いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
  - ㊦ いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安）
  - ㊧ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

## ◇職員研修の実施

### ■生徒理解研修の実施

- ・いじめ防止対策委員会での協議内容である指導方針や指導計画を全職員で共有し、未然防止や早期解決につなげます。

### ■校内研修の実施

- ・いじめはどの学級でも起こりうるという危機意識をもち、生徒の心の動きを的確にとらえる感受性や苦しみを理解できる感性を高める研修を実施します。

## ◇学校運営協議会との連携

学校運営協議会や中学校区三者（学校・家庭・地域）連携事業等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。

## 4 重大事態への対応

### ◇重大事態の定義

#### ■いじめを受けていた生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合

#### ■自殺を企図した場合

#### ■身体に重大な傷害を負った場合

#### ■金品等に重大な被害を被った場合

#### ■精神性の疾患を発症した場合等

- ・いじめを受けていた生徒が、年間30日あるいは、一定期間連続して欠席を余様なくされている疑いがある場合には、重大事態としてとらえます。生徒や保護者から、いじめられて重大事態に相当する訴えがあった場合には、その時点で重大事態ととらえます。

### ◇対応

#### ■学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告します。

■重大事態が生じた場合には、ただちにいじめ防止対策委員会を招集して調査をおこないます。重大事態の発生を真摯に受け止め、事実関係を把握します。その際には被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮します。

■いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供します。調査によって明らかになった事実関係を必ず報告します。

## 5 いじめ防止対策の点検・見直し

策定した横浜市立もえぎ野中学校いじめ防止基本方針は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。